

## 令和5年度農地中間管理事業に関する意見書

秋田県農地中間管理機構（以下、「機構」という）が発足して10年目となる令和5年度の転貸面積は目標の3,500haには達しなかったが、引き続き、全国トップクラスの数値を確保するなど、一定の成果を上げたものと評価できる。

しかし、担い手への農地の集約化はいまだ道半ばであり、特に中山間地域においては担い手不足が深刻化していく状況を鑑みると、今後、地域計画の実行を通じて集約化を進め、担い手の経営改善に繋げていく必要がある。

また、これまでのほ場整備や世代交代を契機とした集積だけでなく、近年は生産コスト高騰に伴う離農による集積など、権利移動のケースも多様化していることから、出し手の動向を踏まえた対応も必要である。

農地中間管理事業の推進に関する法律第6条第2項の規定に基づき、評価委員会の具体的な意見は、次のとおりである。

### 1 令和5年度農地中間管理事業の実績と課題について

- ・ 本県機構の令和5年度の転貸面積は3,187haで、単年度目標の3,500haには及ばなかったが、引き続き、全国トップクラスの実績を上げ、事業開始から10年間の累計は28,004haとなった。
- ・ 令和5年度における本県の担い手への集積率は71.2%と北海道に次ぐ全国2位となったが、10年間の増加率は10.6%に留まっている。
- ・ 令和5年度における機構の活動は、これまでの取組を継続・強化するとともに、とりわけ“提案型の事業推進方策”として始めた「秋田県スタンバイ農地事業」は、就農予定者の農地の確保について、不安解消に繋がる取組として活用者のさらなる掘り起こしを期待する。
- ・ 基盤整備事業を契機とした法人への集積等により、平場地域における集積が進んだものの、その割合は全体の64%と前年度の72%を下回った。一方、集積面積が増加した中で中山間地域の割合が前年度より高くなったことは、担い手確保が困難な状況の中で粘り強く活動を展開した結果と評価できる。
- ・ 出し手の平均年齢が前年度に比べて3.7歳低くなったことについては、ほ場整備を契機に設立された法人の構成員として貸し出す場合や、世代交代に伴う場合などのほか、近年の資材高騰等を背景とした離農による場合も想定されることから、行政やJA等とも連携を図りながら出し手及び受け手の動向を注視して対応すべきである。
- ・ 令和5年度に機構を活用した735経営体へのアンケート調査結果によると、本事業は89%の肯定的評価（満足27%+概ね満足62%）を得られたが、農地集約化（農地のまとまりへの貢献）を評価する意見は59%にとどまったことから、引き続き、農地集約化を見据えた取組が必要である。

なお、農地中間管理事業の評価をより正確に把握するためには、活用後数年経過した受け手の意向を聞くことが有効であることから、アンケート対象者の見直し及びアンケート内容の充実が必要である。

## 2 令和6年度農地中間管理事業の推進方策について

- ・ 「秋田県スタンバイ農地事業」については、引き続き農業研修生や就農希望者への周知に努めるとともに、研修センター等との連携の下、相互対話を通じて就農予定者のニーズを反映させながら事業の推進と発展を図る必要がある。
- ・ 地域計画は今後の地域農業の行方を左右するキーとなるものであることから、積極的に地域の話し合いに参画し、農地バンクとしての役割を果たす必要がある。

## 3 中長期的視点での取組について

- ・ 全国的に集積の進捗が鈍化する傾向にある中、本県では、ほ場整備事業との連携等により推進した結果、平場地域では法人を中心に集積は進んでいるものの十分な集約化には至っておらず、中山間地域においては思うように法人化が進まないことに加え、個人の担い手への農地集積は限界に近付いていると推測されるため、今後策定される地域計画の実行段階において農地集約化を図ることで担い手の経営改善に繋げていくことが必要である。
- ・ 地域計画にはほ場の再整備を位置付けしているような地区においては、ほ場整備事業実施地区として優先して採択するなど、ソフト事業とハード事業が連携するような仕組みを制度化するよう県と連携して国に要望して頂きたい。
- ・ 農地中間管理事業のスタートから10年が経過し、平成26年から契約している農地の契約更新やストック分の変更作業、法改正による機構への貸借契約の集中など、事務作業量の増加が見込まれるため、事務体制の強化を図る必要がある。
- ・ 「秋田県スタンバイ農地事業」については、就農希望者の要望を聞き、事業内容を見直しながら継続・発展を図っていくとともに、近年、県外出身者が本県で就農する事例が増えていることから、時代のトレンドに合った対応・支援を行う必要がある。また、果樹での就農希望者に対しては、既存樹園地での雇用就農後、経営継承させるような形も推進すべきである。
- ・ 事業のPRについては、これまでの新聞やテレビCM、ラジオの活用だけでなく、若者を含め多様な階層の関心に沿った内容を提供するため、ターゲットとする対象が触れやすい情報媒体（SNS等）を活用する必要がある。